

記入例

登録してある団体名を記入してください。
代表者の方の氏名を記入してください。(担当者名ではありません。)

報告書の報告日を記入してください。

①世田谷区提出

実績報告書

令和6年4月9日

(注) 記入方法について

標準字体 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

業者が記入しても団体が記入してもかまいません。

ります。

- ①1マスに一字ずつ、はみ出さないよう枠内にご記入ください。
- ②数字は、右詰でご記入ください。
- ③実績が0の品目については、記載不要です。
- ④各品目の1kg未満の小数は、切り捨ててください。

登録番号	1	2	3	4	5				
団体名	〇〇マンション管理組合								
代表者氏名	世田谷太郎								
住所	世田谷区世田谷4-21-27-101								
事業者番号	1	2	3						
事業者名	ABC商店								

実施月の合計を品目ごとに記載してください。

次のとおり、回収実績を報告します。

実施年(西暦)	2	0	2	4	年	実施月	5	月				
品目	回収量合計					売払金額						
	実施月の合計を記載してください。					事業者からの売払金を記載してください。 区からの報奨金とは異なります						
記入例			3	0	0	kg		3	0	0	0	円
新聞			5	0		kg						円
雑誌類			1	0	0	kg						
段ボール			1	0	0	kg						
紙パック						kg						
布類						kg						
アルミ缶			1	0		kg						円
スチール缶						kg						円
金属くず						kg						円
リターナブルびん						kg						円
ワンウェイびん						kg						円
ペットボトル						kg						円
ペットボトルキャップ						kg						円
ペットボトルキャップ						kg						円
合計			5	7	0	kg						円

業者に資源を引き渡す際、お金のやりとりがあった場合、金額を記入してください。
区からの報奨金とは異なります。

「世田谷区提出用」(1枚目)を総合支所地域振興課へ、
回収日の翌月10日までに区に提出してください。提出時には、回収業者から受け取った「計量伝票」を添付してください。(計量伝票はコピーでもかまいません。)※報告書は期日までに提出してください...

※リターナブルびんを計量しない場合は、1本0.6kgとして換算してください。

-----提出前に確認して印をしてください。-----

- 世田谷区提出分の実績報告書を提出している。団体・業者控えを誤って、提出された場合でも返却できません。
- 報告書に記載したすべての品目の合計値が合っている。
- 回収日ごとに、古紙(新聞・雑誌類・段ボール)については、伝票を添付している。その他の品目については、伝票または、業者の証明書を添付している。
- ホチキス止めをせずに提出している。複数枚の提出がある場合は、実施月毎にクリップなどでまとめている。

「回収実績報告書」の記入方法

1. 記入上の注意点

毎月、区に回収実績を報告する様式です（3枚複写）。この書類をもとに、年2回報奨金を支払います。

- (1) 登録番号、団体名、代表者氏名、住所を漏れなく記入してください。
- (2) 回収月ごと品目別回収量を記入してください。計量伝票に記載された数値と引き渡した資源の量が一致しているか確認してください。※ 各品目回収量の1kg未満の端数は、切り捨ててください。
- (3) 実績報告書に基づき、報奨金を算定しているため、万が一、不正等により報奨金返還となった場合、代表者の方に請求することになります。（不正の有無に係らず、誤報告等による過払いの場合も同様です。）報告は代表者名義で、正しく記入してください。不備や漏れ、計量伝票の添付がないものは、報奨金の支給対象外となる場合があります。

2. 提出方法

- (1) 提出時には、回収業者から受け取った「計量伝票」（コピー可）を添付してください。
※古紙類（新聞・雑誌類・段ボール）については、回収問屋が発行する台貫伝票（車両ごと重さを量る機械で計量されたもの）の写しが必要となります。その他の品目については、計量伝票または、回収業者の証明書が必要です。計量伝票がA4サイズより小さい場合は、A4サイズの紙に貼って提出してください。
- (2) 3枚複写のうち、1枚目の「世田谷区提出用」を翌月10日までに提出してください。2枚目の「登録団体控」は、報奨金が振り込まれるまで大切に保管してください。3枚目の「回収業者控」は回収業者にお渡しください。
- (3) 回収業者との書類のやり取り等により、翌月10日の提出期限に間に合わない場合は、ご連絡をください。なお、実施月から1年を経過した実績報告は報奨金の支給対象外になりますので、ご注意ください。（例 令和6年4月に実施された回収の実績報告書は、令和7年4月30日までに提出。それ以降は受け付けられません）

3. 用紙の請求

回収実績報告書の用紙が不足した場合、各地域振興課、清掃・リサイクル部事業課の窓口までお越しください。（コピー不可。区からの郵送はお断りしています。）

4. 提出先：各地域振興課

世田谷地域	世田谷総合支所 地域振興課 地域振興・防災担当	〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-33 電話 5432-2831
北沢地域	北沢総合支所 地域振興課地域振興・防災担当	〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 電話 5478-8028
玉川地域	玉川総合支所 地域振興課地域振興・防災担当	〒158-8503 世田谷区等々力3-4-1 電話 3702-1603
砧地域	砧総合支所 地域振興課地域振興・防災担当	〒157-8501 世田谷区成城6-2-1 電話 3482-2169
烏山地域	烏山総合支所地域振興課 地域振興・防災担当	〒157-8555 世田谷区南烏山6-22-14 電話 3326-9249